

ユーザーは、登録技術者との間で、請負契約や委任契約といった契約の形式や名称にかかわらず、登録技術者が労働基準法第9条の「労働者」に当たるとみなされる契約を締結することはできないことに同意の上で、ベテランソリューションパートナープログラムを申し込みます。

#### 「労働者性」の判断

- 労働が他人の指揮監督下において行われているかどうか、すなわち、他人に従属して労務を提供しているかどうか
- 報酬が、「指揮監督下における労働」の対価として支払われているかどうか

上記の基準を総称して「使用従属性」と呼び、これが認められるかどうかは、契約の内容、労務提供の形態、報酬その他の要素から、個別の事案ごとに総合的に判断されます。

#### 具体的な判断基準

##### 1 「使用従属性」に関する判断基準

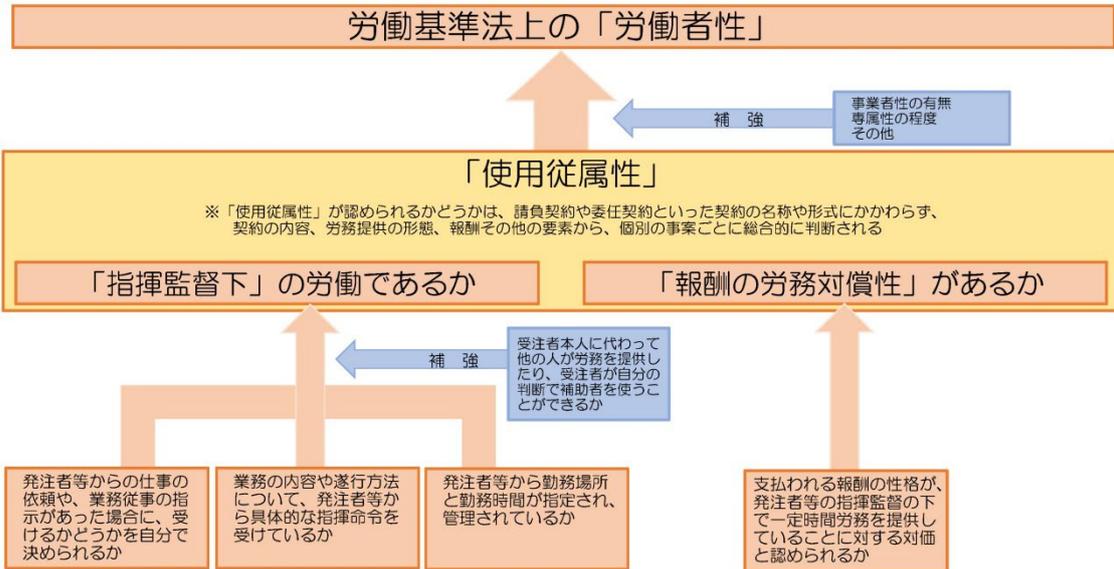
###### (1) 「指揮監督下の労働」であること

- ア 仕事の依頼、業務従事の指示等に対する諾否の自由の有無
- イ 業務遂行上の指揮監督の有無
- ウ 拘束性の有無
- エ 代替性の有無（指揮監督関係を補強する要素）

###### (2) 「報酬の労務対償性」があること

##### 2 「労働者性」の判断を補強する要素

- (1) 事業者性の有無
- (2) 専属性の程度
- (3) その他



「労働者とは | [厚生労働省](#)」より